

四半期報告書

(第18期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

朝日工業株式会社

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況 18

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	20
(6) 議決権の状況	21

2 株価の推移 21

3 役員の状況 21

第5 経理の状況 22

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他 36

第二部 提出会社の保証会社等の情報 37

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2月 12日
【四半期会計期間】	第18期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	朝日工業株式会社
【英訳名】	ASAHI INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤松 清茂
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03（3987）2161
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 中村 紀之
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03（3987）2161
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 中村 紀之
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第3四半期 連結累計期間	第18期 第3四半期 連結会計期間	第17期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高（千円）	49,672,437	16,450,175	51,777,203
経常利益（千円）	4,005,653	3,596,800	2,650,424
四半期（当期）純利益（千円）	2,219,388	2,117,299	1,525,128
純資産額（千円）	—	18,303,286	16,763,529
総資産額（千円）	—	39,514,992	35,630,484
1株当たり純資産額（円）	—	261,475.52	238,125.08
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	31,664.38	30,247.14	21,288.49
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	—	46.3	47.0
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	2,706,236	—	2,337,859
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△1,972,127	—	△2,805,220
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	7,262	—	56,732
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（千円）	—	3,190,301	2,484,703
従業員数（人）	—	544	521

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	544	(89)
---------	-----	------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	404	(49)
---------	-----	------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）
鉄鋼建設資材事業	11,344,716
農業資材事業	3,529,791
その他事業	419,158

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 農業資材事業は肥料事業、その他事業は砕石・砕砂事業の生産実績を記載しております。
3. 環境サービス事業は、サービス事業のため記載を省略しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（千円）	受注残高（千円）
鉄鋼建設資材事業	5,900,994	6,563,571

- (注) 1. 農業資材事業、環境サービス事業およびその他事業は見込み生産等のため記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）
鉄鋼建設資材事業	11,381,129
農業資材事業	4,314,736
環境サービス事業	317,104
その他事業	437,205
合計	16,450,175

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2. 当第3四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額（千円）	割合（%）
阪和興業株式会社	2,936,378	17.9
全国農業協同組合連合会	2,845,273	17.3
伊藤忠丸紅テクノスチール株式会社	2,582,131	15.7
三井物産株式会社	2,080,660	12.6

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場における混乱や株式・為替市場の大幅な変動、さらに原油価格や原材料価格の下降も大きな懸念材料となり、企業収益の悪化、個人消費の低迷等、景気後退は非常に深刻なものとなりました。

このような状況のもとで、当社グループの事業における状況は、各事業で原材料価格やエネルギーコストの値下がりから製造コストが大幅に改善し、収益が好転いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は16,450百万円、営業利益は3,636百万円、経常利益は3,596百万円、当期純利益は2,117百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①鉄鋼建設資材事業

鉄鋼建設資材事業においては、鉄筋の販売数量は改正建築基準法の影響が顕著であった前年同期の実績を上回りましたが、構造用鋼の販売数量は景気後退の影響から前年を下回りました。鉄スクラップ価格は、下降基調となったことから収益が改善し大幅な増益となりました。この結果、売上高は11,381百万円、営業利益は3,402百万円となりました。

②農業資材事業

農業資材事業の肥料事業においては、7月からの製品価格大幅値上げを控えた繰り上げ注文の影響により注文数量が減少し、円高等による先安感もあって販売数量は前年を下回りました。園芸事業においては、ホームセンターへの販売数量拡大と製品値上げを進めました。種苗事業においては、自社育成品種の販売数量底上げを進めましたが、主力商品であるトウモロコシの販売数量が前年を割り込んでおります。この結果、売上高は4,314百万円、営業利益は437百万円となりました。

③環境サービス事業

環境計量証明・コンサルタント事業を行っております株式会社環境科学コーポレーションにおいては、水質関連等の分析受注は増加しました。

廃棄物処理・リサイクル事業を行っております上武エコ・クリーン株式会社においては、がれき類の収集量およびリサイクル品である再生路盤材の販売が前年より増加しました。この結果、売上高は334百万円、営業利益は20百万円となりました。

④その他事業

砕石・砕砂事業を行っております上武産業株式会社においては、建設需要の低迷から販売数量が減少しました。この結果、売上高は465百万円、営業利益は37百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前四半期連結会計期間末に比べ13百万円減少の3,190百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、1,247百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益3,551百万円、減価償却費366百万円等により資金が増加した一方、売上債権の増加2,951百万円、仕入債務の減少による支出が481百万円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、134百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出123百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、1,085百万円となりました。これは、長期借入金の増加額が2,000百万円となったことと、短期借入金の純減少額が2,895百万円となったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当企業グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務の状況および事業の方針を決定する支配者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

〔株式会社の支配に関する基本方針〕

I. 当社の財務および事業の方針を決定する支配者の在り方に関する基本方針

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様の自由な意志によってなされるべきであると考えております。しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きが見られます。このような一方的な大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されないまま株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、対象企業の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されていないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないと判断されるもの等、対象企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことに繋がるおそれがあると判断される買付行為があることは否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、循環社会の実現を目指す当社の企業理念、事業特性ならびに株主をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを目指す者であることが必要と考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

1. 当社の企業価値および企業価値の源泉

当社ならびに当社グループは、循環型社会の実現を目指す複合型環境企業グループとして、

- ①リサイクルと高品質を限りなく追求する鉄鋼建設資材事業
- ②食の安全、安心と豊かな土作り、そして緑の潤いある住環境の創出を目指す農業資材事業
- ③大気・水質・土壌など社会が求めている生活の安心、安全をサポートし、限りある資源の有効活用を追求する環境サービス事業

の3つの全く異なる事業セグメントを有し、『環境』と『リサイクル』を軸にして、21世紀の社会に貢献する創造的かつ個性的な企業集団を目指しております。

『ずっと環境。変わらないから新しい』という当社の企業理念は、過去から現在まで変わらずに続けてきており、そして将来も追求し続けることが、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

今後の事業展開につきましては、「先進的環境企業グループとしての永続的発展」を経営基本方針とした上で、安定的に高収益を上げ得る事業体制を築くとともに、環境により配慮した事業運営を図ることはもちろんのこと、資本市場からも評価される高い経営効率を目指し、企業価値の向上に努め、その結果得られた株主共同の利益は株主の皆様適切に還元してまいります。そして、社会の持続可能な発展に向けて、今後も貢献し続ける所存です。具体的な重点施策は、以下のとおりです。

(1) 当社グループの事業のコアとなる鉄鋼建設資材事業においては、鉄鋼業全体が『新たなステージ』に突入したことを踏まえ、その環境で生き抜くための大型設備投資による品質の向上を図ってまいります。また、市況変動の影響を受けやすい収益面においては、生産性、原単位を中心とした徹底したコストの削減運動を継続的に実施することで、収益の下支えをするとともに、主原材料費の大幅な価格変動に対しては、製品価格への転嫁を推進することとしております。また環境対策をさらに強化し、ゼロエミッションの達成、維持を図ってまいります。

もう一つのコア事業である農業資材事業の肥料事業においては、『土にやさしい有機肥料』の国内トップ企業の一つとして、その地位を確固たるものにすることを目指すと同時に、当社の最大の武器である有機原料開発力をさらに強化し、同業他社との間での優位性を図ってまいります。また、省力化、環境負荷低減をターゲットにした商品開発にも注力し、事業規模の拡大を図ってまいります。

(2)当社グループは、環境企業グループとしての事業規模拡大と事業コンセプトの具現化を図る目的で農業資材事業の園芸・種苗事業と環境サービス事業を「戦略事業」として位置づけております。

園芸・種苗事業につきましては、当社が持つ肥料や育種における研究開発力や有機肥料製造技術を元に、マーケットの拡大と事業基盤の強化を進めてきており、特に種苗事業では特徴のある製品の開発、販売に重点をおき、また、生産者とのネットワークがある肥料事業の営業と連動して事業展開を図ってまいります。

また、環境サービス事業につきましては、主力である環境計量証明・コンサルタント業を営む株式会社環境科学コーポレーションでは、今まで培ってきた分析力やノウハウをベースに土壌分析をはじめとする新たな環境分析分野へ積極的に進出したことにより、平成20年3月期において単独事業としての収益確保が図れたことから、今後、さらなる分析分野への深耕を図ることによって事業規模の拡大を図ってまいります。

(3)連結経営の強化によるグループ全体の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるためには、園芸・種苗事業、環境サービス事業等の「戦略事業」については、グループ一体での営業推進が重要であると考えており、今後その育成をさらに進めてまいります。

(4)マネジメント体制の基盤強化につきましては、株主や投資家の皆様をはじめとして、顧客、調達先、および従業員、さらには地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して企業の社会的責任（CSR）を果し得る体制を構築してまいります。また、天災等に対するリスク管理強化、企業倫理の徹底、ゼロエミッションの推進および省エネ・省資源を柱とした地球環境対策等を積極的に推進し、環境企業として、資本市場と社会により一層信頼されるよう努めてまいります。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防ぐための取組み

当社は、平成20年5月19日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規定されます。）を定めるとともに、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、当社株式の大規模買付行為（下記Ⅲ2(1)1）に定義されます。以下同じとします。）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定いたしました。本対応方針は、同日付で効力を生じておりますが、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成20年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において下記の定款変更議案および本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、これらの議案のいずれもご承認いただいております。

○定款（新設）

（株主総会決議事項）

第15条 株主総会は、法令に規定する事項および定款に別途定めがある事項のほか、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続および廃止について、その決議により定めることができる。

② 前項に定める当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。

1. 本対応方針導入の目的

本対応方針は、上記Ⅱ. 1で記載の通り、企業価値を確保・向上させるために導入するものであります。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様の自由な意志によってなされるべきであると考えております。

当社が大規模買付者（「下記2(1)1」に定義されます。以下同じとします。）から大規模買付行為（「下記2(1)1」に定義されます。以下同じとします。）の提案等を受けた場合に、株主の皆様が当社の事業の状況、企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案等に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様が双方の情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の観点から、必要があれば、大規模買付行為の条件や方法の変更および改善または代替案の提案等を行うために必要な時間が確保されることが不可欠であると考えております。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者が想定する大規模買付行為完了後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあると考えております。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供、およびその内容の評価・検討に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置（「下記2(2)2」に定義されます。以下同じとします。）を発動できることとしております。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記I.に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社の大株主の状況につきましては、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (5) 大株主の状況」をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といいます。また大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

①当社が発行者である株券等※1について、保有者※2の株券等保有割合※3の合計が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等※4について、公開買付け※5に係る株券等の株券等所有割合※6およびその特別関係者※7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

2) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続き(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

具体的には、「大規模買付意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ア)大規模買付者の概要

- ①氏名または名称および住所または所在地
- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的および事業の内容
- ④大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位10名)の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立根拠法

(イ)大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、「大規模買付意向表明書」提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ)大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等※8を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

(エ)大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

※8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

3) 「大規模買付情報」の提供

「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、「大規模買付意向表明書」を提出していただいた日から10営業日※9(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記「2)(ア)⑤」の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当社大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

※9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

なお、大規模買付行為の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループの詳細(沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法および内容(大規模買付行為の適法性に関する第三者の意見を含みます。)
- ③買付対価の種類および金額(有価証券を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。)、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の具体的内容
- ⑦支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨の理由
- ⑫大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑬当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方
 なお、当社は、大規模買付行為の提案があった場合は、当該事実があった旨を株主の皆様様に速やかに開示するとともに、大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様様に開示いたします。
 また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に書面で通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示します。

4) 取締役会評価期間の設置等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付による大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案、のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適宜かつ適切に株主の皆様様に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様様に代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

1) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、その具体的な条件・方法等のいかんを問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買付行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、特別委員会（「下記(3)1) (ア)」に定義されます。以下同じとします。）からの勧告を最大限に尊重して必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守されている場合にあっては、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、特別委員会からの勧告を最大限に尊重して必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)ないし(9)に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の対抗措置が用いられることもあります。対抗措置として本新株予約権が選択された場合の本新株予約権の概要は、以下に記載のとおりといたします。

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者※1、②特定大量保有者の共同保有者※2、③特定大量買付者※3、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者※4（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※1 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

※2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

※3 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第8条第1項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

※4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

(3) 本対応方針の合理性および公平性を担保するための制度および手続

1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ア)特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗策を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。特別委員会の当初の委員には、村田恒氏、田中利彦氏および花枝英樹氏の合計3名が就任いたしました。なお、各委員の略歴は、以下に記載のとおりです。

○村田 恒(むらた ひとし)：当社社外監査役

昭和8年6月3日生

昭和33年4月 検察庁入庁

昭和60年1月 最高検察庁 検事

平成3年4月 横浜地方検察庁 検事正

平成7年2月 名古屋高等検察庁 検事長

平成8年6月 名古屋高等検察庁 検事長退任

平成8年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

平成13年10月 朝日食品工業株式会社社外監査役(現任)

平成13年10月 当社監査役(現任)

平成16年6月 三井倉庫株式会社社外監査役

○田中 利彦(たなか としひこ)：弁護士

昭和22年7月20日生

昭和46年4月 日興証券株式会社入社

昭和49年4月 検察庁入庁

昭和49年4月 札幌地方検察庁 検事

昭和50年3月 函館地方検察庁 検事

昭和52年8月 千葉地方検察庁 検事

昭和54年3月 東京地方検察庁 検事

昭和63年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

小中・外山・細谷法律事務所

平成元年9月 シンプソン・サッチャー・アンド・パートレット法律事務所(平成2年7月まで)

平成4年2月 田中綜合法律事務所開設

平成16年4月 早稲田大学法科大学院客員教授(現任)

○花枝 英樹（はなえだ ひでき）： 大学教授

昭和22年9月12日生

昭和54年4月 関東学院大学経済学部助教授

昭和63年4月 成城大学経済学部教授

平成8年4月 一橋大学商学部教授

平成12年4月 一橋大学大学院商学研究科教授（現任）

(イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

2) 本対応方針の導入に関する株主の皆様ご意思の確認

当社は、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において上記Ⅲ. に記載の買収防衛策に関する定款変更議案および本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、これらの議案のいずれについてもご承認いただいております。

3) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第20期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止された場合には、当該廃止の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、当該時期において適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件および尊重義務を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足し、また株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」の第2条の2に定める尊重義務を全て充足しております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「1」に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記「2(3)2」に記載のとおり、平成20年5月19日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において上記Ⅲ.に記載の買収防衛策に関する定款変更議案および本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、これらの議案のいずれについてもご承認いただいております。

また、上記「2(3)3」に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第20期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。さらに、本対応方針の有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議し、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記「2(2)」に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記「2(3)1」に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記「2(3)3」に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成23年6月に開催予定の当社第20期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間中であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時における株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時における株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「2(3)1(ウ)」に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手續

1) 名義書換

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手續を行っていただく必要があります(なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手續は不要です。)

2) その他の手續

本新株予約権の割当手續に関しては、基準日における株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行います。

IV. 上記Ⅱ. の取り組みについて当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、上記Ⅱ. の取り組みを実施しております。これらの取り組みを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記Ⅰ. の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記Ⅱ. の取り組みは上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

V. 上記Ⅲ. の取り組みについて当社取締役会の判断

上記Ⅲ. の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまたは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切なものによって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止する取り組みであります。また、上記Ⅲ. の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記Ⅲ. の取り組みにおいては、株主意思の確認（株主総会決議とサンセット条項）、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記Ⅲ. の取り組みの合理性を確保するための様々な制度および手続きが確保されているものであります。

したがって、上記Ⅲ. の取り組みは上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、72百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①重要な設備の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当第3四半期連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資総額 (千円)	完成年月日
提出会社	埼玉工場 (埼玉県児玉郡神川町)	鉄鋼建設資材事業	鋼材倉庫拡張 (建物及び構築物)	251,458	平成20年11月

②設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000
計	240,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	72,000	72,000	ジャスダック証券取引所	—
計	72,000	72,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	72,000	—	2,190,000	—	1,802,000

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 70,000	70,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	72,000	—	—
総株主の議決権	—	70,000	—

②【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
朝日工業株式会社	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	2,000	—	2,000	2.78
計	—	2,000	—	2,000	2.78

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	145,000	179,000	172,000	159,000	147,000	133,900	121,900	113,000	107,500
最低（円）	122,000	142,000	152,000	138,000	131,500	116,900	77,900	86,500	96,100

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）より、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,240,542	2,534,823
受取手形及び売掛金	11,116,575	8,522,917
商品及び製品	5,866,074	6,255,289
原材料及び貯蔵品	1,698,571	1,644,005
その他	524,888	555,533
貸倒引当金	△9,661	△9,325
流動資産合計	22,436,990	19,503,244
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 3,442,414	※1 3,100,953
機械装置及び運搬具（純額）	※1 7,196,504	※1 6,353,785
土地	2,595,714	2,594,926
その他（純額）	※1 1,863,059	※1 1,464,951
有形固定資産合計	15,097,692	13,514,617
無形固定資産		
のれん	44,847	64,067
その他	411,582	428,175
無形固定資産合計	456,429	492,242
投資その他の資産	※2 1,523,879	※2 2,120,379
固定資産合計	17,078,002	16,127,239
資産合計	39,514,992	35,630,484
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,691,210	9,179,621
短期借入金	1,605,000	2,750,000
1年内返済予定の長期借入金	475,000	265,300
1年内償還予定の社債	—	200,000
未払法人税等	1,497,006	495,312
賞与引当金	177,608	375,852
その他	5,582,224	3,894,639
流動負債合計	18,028,049	17,160,725
固定負債		
長期借入金	1,620,000	50,000
退職給付引当金	1,173,337	1,133,416
その他	390,318	522,812
固定負債合計	3,183,655	1,706,228
負債合計	21,211,705	18,866,954

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,190,000	2,190,000
資本剰余金	1,802,000	1,802,000
利益剰余金	14,517,634	12,684,440
自己株式	△293,311	△232,059
株主資本合計	18,216,323	16,444,381
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	37,374	233,785
為替換算調整勘定	49,589	85,362
評価・換算差額等合計	86,963	319,148
純資産合計	18,303,286	16,763,529
負債純資産合計	39,514,992	35,630,484

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	49,672,437
売上原価	40,259,655
売上総利益	9,412,782
販売費及び一般管理費	※ 5,432,860
営業利益	3,979,922
営業外収益	
受取利息	2,141
受取配当金	176,070
その他	59,781
営業外収益合計	237,993
営業外費用	
支払利息	37,520
売上割引	120,058
持分法による投資損失	25,120
その他	29,562
営業外費用合計	212,262
経常利益	4,005,653
特別利益	
固定資産売却益	393
貸倒引当金戻入額	803
特別利益合計	1,196
特別損失	
固定資産処分損	70,749
投資有価証券評価損	121,358
ゴルフ会員権評価損	20,565
特別損失合計	212,674
税金等調整前四半期純利益	3,794,175
法人税、住民税及び事業税	1,589,482
法人税等調整額	△14,694
法人税等合計	1,574,787
四半期純利益	2,219,388

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	16,450,175
売上原価	11,005,173
売上総利益	5,445,002
販売費及び一般管理費	※ 1,808,481
営業利益	3,636,520
営業外収益	
受取利息	1,304
受取配当金	9,342
仕入割引	4,964
その他	7,471
営業外収益合計	23,082
営業外費用	
支払利息	15,038
売上割引	39,887
持分法による投資損失	1,260
その他	6,615
営業外費用合計	62,802
経常利益	3,596,800
特別利益	
固定資産売却益	393
特別利益合計	393
特別損失	
固定資産処分損	33,377
投資有価証券評価損	9,196
ゴルフ会員権評価損	3,180
特別損失合計	45,753
税金等調整前四半期純利益	3,551,440
法人税、住民税及び事業税	1,462,351
法人税等調整額	△28,211
法人税等合計	1,434,140
四半期純利益	2,117,299

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,794,175
減価償却費	1,064,418
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,593,208
仕入債務の増減額 (△は減少)	△488,411
その他	1,392,118
小計	3,169,092
利息及び配当金の受取額	178,211
利息の支払額	△44,841
法人税等の支払額	△596,226
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,706,236
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,945,176
無形固定資産の取得による支出	△66,460
その他	39,509
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,972,127
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,145,000
長期借入れによる収入	2,000,000
長期借入金の返済による支出	△220,300
社債の償還による支出	△200,000
配当金の支払額	△366,185
その他	△61,252
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,262
現金及び現金同等物に係る換算差額	△35,772
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	705,598
現金及び現金同等物の期首残高	2,484,703
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,190,301

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ12,663千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結会計期間末において、リース資産として69,581千円を計上し、有形固定資産のその他に含めて掲記しております。一方、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。</p> <p>これによる、影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸を基礎として受払記録等により合理的に算出する方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等および一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、18,388,017千円であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、17,837,702千円であります。
※2. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 5,990千円	※2. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 6,424千円
3. 偶発債務 債務保証 銀行借入に対する保証債務 JOHNSON ASAHI PTY. LTD. (2,700千A\$) 169,047千円 従業員 11,305 <u>計 180,352</u>	3. 偶発債務 債務保証 銀行借入に対する保証債務 JOHNSON ASAHI PTY. LTD. (2,700千A\$) 247,698千円 従業員 12,108 <u>計 259,806</u>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
運賃 2,261,150千円
給与賃金 698,055
賞与引当金繰入額 72,380
退職給付費用 90,996
役員退職慰労引当金繰入額 9,868

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
運賃 698,755千円
給与賃金 229,558
賞与引当金繰入額 72,380
退職給付費用 27,264

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)
現金及び預金勘定 3,240,542千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △50,240
<u>現金及び現金同等物 3,190,301</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 72,000 株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,000 株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	211,194	3,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
平成20年11月4日 取締役会	普通株式	175,000	2,500	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	鉄鋼建設資材事業 (千円)	農業資材事業 (千円)	環境サービス事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	11,381,129	4,314,736	317,104	437,205	16,450,175	—	16,450,175
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	17,880	28,513	46,394	(46,394)	—
計	11,381,129	4,314,736	334,984	465,718	16,496,569	(46,394)	16,450,175
営業利益	3,402,607	437,130	20,446	37,123	3,897,307	(260,786)	3,636,520

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	鉄鋼建設資材事業 (千円)	農業資材事業 (千円)	環境サービス事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	35,591,575	12,122,626	792,729	1,165,506	49,672,437	—	49,672,437
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	46,205	90,351	136,557	(136,557)	—
計	35,591,575	12,122,626	838,934	1,255,857	49,808,994	(136,557)	49,672,437
営業利益 (又は営業損失)	3,854,518	832,961	(32,306)	80,085	4,735,259	(755,337)	3,979,922

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

鉄鋼建設資材事業…主要な製品は、異形棒鋼、構造用鋼、ねじ鉄筋等であります。

農業資材事業………主要な製品は、肥料、園芸資材、種苗、乾牧草等であります。

環境サービス事業…主要な製品・サービスは、環境計量証明・コンサルタント業と廃棄物処理・リサイクル事業であります。

その他事業………主要な製品は、砕石・砕砂等であります。

3. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1. (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「鉄鋼建設資材事業」で2,239千円、「農業資材事業」で10,423千円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）
本邦以外の売上高がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）
海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 261,475.52 円	1株当たり純資産額 238,125.08 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 31,664.38 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 30,247.14 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(千円)	2,219,388	2,117,299
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,219,388	2,117,299
期中平均株式数(株)	70,091	70,000

2 【その他】

平成20年11月4日開催の取締役会において、第18期の中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ①中間配当による配当金の総額 | 175,000千円 |
| ②1株当たりの金額 | 2,500円00銭 |
| ③支払い請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年12月10日 |

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

朝日工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柄澤 一恵 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている朝日工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、朝日工業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。